

前橋市教育情報システム利活用推進委員会設置要綱（一部改正案）

平成31年2月6日

（設置）

第1条 前橋市教育委員会における教育情報システムを総合的かつ体系的に運営管理するとともに、教育情報システムの利活用を効果的に推進するため、前橋市教育情報システム利活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 教育情報システムの利活用の推進に関わる総合調整に関すること。
- (2) 教育情報システムの運用管理及び設計・構築並びに授業及び校務事務への利活用に係る重要事項を決定すること。
- (3) その他教育情報システムの利活用の推進について必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

- 2 前項に規定する委員のうち、外部専門家は、情報システムに精通し幅広い知識と経験を有する者の中から、必要に応じて委員長が選任する。
- 3 外部専門家の選任数は若干名とし、その選任期間は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができるものとする。
- 4 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（連絡調整会議）

第6条 委員会の下部組織として教育情報連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置き、別表第2に掲げる者をもって充てる。

- 2 連絡調整会議は、委員会に提案すべき原案の作成、専門部会の課題や解決策の協議及び教育情報システムの利活用の推進等に関することを協議するほか、委員会及び専門部会との連絡調整を図る。
- 3 議長は、教育次長をもって充てる。
- 4 連絡調整会議の庶務は、総務課において処理する。
- 5 緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないときは、委員長が出席することを条件に、連絡調整会議で方針等を協議し、決定することができるものとする。この場合において、連絡調整会議で決定した事項については、速やかに委員会の委員に説明し

承諾を得ることとする。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する委員会の所掌事務を分担し、教育情報システムの管理及び基盤整備並びに利活用に関する具体的事項を調査、検討するため、専門部会を設置する。

2 専門部会は、ICT基盤整備部会、授業支援部会及び校務支援部会とする。

3 専門部会は、別表第3に掲げる者をもって充てる。ただし、ICT基盤整備部会は、必要に応じ外部専門家を置くことができる。

4 各部会は、それぞれの部会員の中から代表者を選出し、代表者が会議を総理する。

5 専門部会は、部会が所掌する事項について調査、研究を行うものとし、重要な事項及び複数の専門部会にわたる検討事項は連絡調整会議に報告する。

(専門部会に設置する会議)

第8条 専門部会は、前条に規定する専門部会の事務に関し、調査及び検討をするための会議を設置する。

2 ICT基盤整備部会は、運用管理会議及び企画設計・構築会議並びに学校代表者会議を設置することができ、これらの会議の構成員はICT基盤整備部会が指名する者をもって充てる。

3 授業支援部会は、学校教育課で設置する情報教育主任会及び教科等主任会を、校務支援部会は同課で設置する情報教育主任会及び養護教諭会並びに事務職員会をそれぞれの部会の会議として位置付ける。

4 会議において調査し、及び検討した事項は、専門部会に報告する。

5 第2項の規定による会議の庶務は総務課において処理し、第3項の規定による会議の庶務は学校教育課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月6日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委員会の職	職	名
委員長	教育長	
副委員長	教育次長 指導担当次長	
委員	総務課長 未来創造政策部情報政策課長 学校教育課長 校長 会代表教頭会代表 外部専門家	

別表第2 (第6条関係)

教育次長 指導担当次長 未来創造政策部情報政策課長 総務課長 教育施設課長 文化財保護課長 学校教育課長 前橋高等学校事務長 生涯学習課長 青少年課長 総合教育プラザ館長 図書館長
--

別表第3（第7条関係）

専門部会	職名
ICT基盤整備部会	総務課長 未来創造政策部情報政策課長 学校教育課長
授業支援部会	学校教育課長 総合教育プラザ館長 総務課長 情報主任会代表者 教科等主任会代表者
校務支援部会	総務課長 学校教育課長 総合教育プラザ館長 情報主任会代表者 養護教諭会代表者 事務職員会代表者